

か イ ハ ャ ハ

昭和41年8月27日発行

題字・藤井得三郎氏

品質管理こそ メーカーを伸ばす

都立衛生研究所
医薬品部長
湯本芳雄

最近、「やせ薬」として売られていた甲状腺製剤の副作用が問題になつて、甲状腺末やヨードカゼイン等を含む製剤はすべて医師の指示によらなければ売れないという厳しい規制が加えられるに至つた。

われわれのところでも、市販されているこの種医薬品の品質試験を行なつたが、この中に主薬の量が著しく不足するものがあつた。事情をきくため、そのメーカーにおいて願つたところ「ああ、あれですか、あれは運用すると下痢が止らないとかいろんな苦情の手紙が来たのでわざわざ半量に減らしたんです」といとも平然とおっしゃる。そこでいろいろと質問してみるとこのメーカーさん全くでたらめをやっていらっしゃる。品質管理など全くやっていない。原料の甲状腺末もヨードカゼイ

ンもすべて試験せず、品質の保証なしに使つてていることが判つた。そのくらいであるからできた製品のチエックも勿論やつていない。ただ単に「原料を買って、混ぜて、錠剤にして包装して販売することを永年に涉つくり返し、使用者から副作用の文句ができると厚生大臣の承認なしに勝手に処方内容を変更してゴマカして営業していた訳である。品質管理のための技術者もいなければ試験に必要な機械器具もなく、名目上の管理薬剤師を置いているだけである。これが厚生大臣から正式に許可された製薬業者なのかと情なくなりてしまつ。すべて錠剤でも粉末でも品質試験は必要な製造工程の一部門であつて、これが済まぬうちに完全な製品ということはできないのである。

困つたことには、この程度の業者はかなりの数に上つてゐる。どんな製品を作っているかというと、つぎにあげる実例によつておよその実態を知ることができと思う。

(1) ビタミンB₁入りブドウ糖注射液
ブドウ糖だけの注射液は、すべて国家検定が必要なので、ブドウ糖に少量のビタミンB₁を加えて検定を受けないで済むものがかなり出廻つて

いる。あるメーカーのビタミンB₁入りブドウ糖注を試験したところ、B₁は全く検出されない。メーカーは「絶対にそんな筈はない、原料はすべて自分自身で買入れて自分で作ったのだから間違う筈はない。」と強く主張してまげない。「おまえの方の試験が間違つてゐるのだ」と言わんばかりである。経験から、これは何か技術上の誤りがあるなど感じたので、原料を蒸溜水に溶解してアンプルにつめ、滅菌するまでの操作をくわしく説明していただくことにした。

真面目な顔つきで製法の講義が始まつたが、説明半ばで筆者は思わず吹き出しそうになるのを辛うじてこらえることができた。この人は確かにビタミンB₁を加えたのだが、ごつてしまつていてるのだからわれわれの試験で含量ゼロとなつてしまつた訳である。

日本薬局方に適合するブドウ糖でも、濃く溶かすと、通例、淡褐色を呈し、濁つてゐるものである。これでは注射薬にならぬいかう、活性炭を使って脱色し、無色透明の製品とするのが常である。ここまで話せば既にお判りと思うが、ビタミンB₁塩

酸塩溶液は弱酸性を呈しているところへ活性炭を加えたのだから B_1 は全部これに吸着されてしまう。活性炭をろ過して除けば B_1 が残っていないのは当たり前のことである。

しかし、ご当人は大真面目で実際に加えたのにゼロとは何事かと頭から湯気を立てる結果となつたのである。

(2) 不純物を溶出する活性炭

前の例のように、着色や濁りを取るのに上手に使えば活性炭はまことに便利なもので、注射薬製造には欠くことのできないものであるが、活性炭の品質が悪いと困ったことになる。ある注射薬を試験したとき、カルシウム、硫酸、クロール、重金属等多数の不純物を検出したので原因を調べたところ、粗悪な活性炭から溶け出したものであることが確実となつた。このメーカーは「驚きましたなあ、以後原料は必ず試験して使います」と約束して帰つて行つた。

(3) 含量不足の製剤

錠剤や粉剤、カプセル剤等で、主薬を規格どおり加えたのに、含量不足と判定される場合が往々にしてある。

この場合は決してメーカーの悪意ではないが、試験しても主薬が一〇

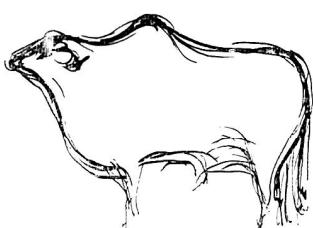
〇%は検出されないのである。その原因としてデンブンがあげられる。その一つはデンブン中に含まれる雑菌が繁殖して主薬を変質させてしまうと考えられる場合であり、もう一つは乾燥するとき過熱してデンブンが糊化し、そのとき包み込んだ主薬と共にカチカチに固まり、どうしても溶剤で抽出されなくなる場合である。

これなど品質管理さえしていれば直ちに発見される筈である。

(4) 出荷前に既に効かなくなつているジアスター製剤

筆者はかつて日本薬局方のジアステーゼは効かないと考えて、各種の製剤を試験して報告したが、そのとき都内のこの種製剤を作つている工場をすべて調査して廻つたことがある。結論として工場から出るとき既に糖化力を全く失つている製剤がかなりあることを知つた。この当時顆粒を作ると水を使つて、その顆粒を乾燥する熱源として電気コンロ、市ガス、練炭等が使われていたが、

この段階では過熱されて酵素は忽ち壊れる。上段でも熱と水分でいいかげん壊されているのに更に上下入れ替わる。



玉置弘三氏

えるから完全に酵素はなくなつてしまることになる。練炭を使うと亜硫酸ガスだと含まれている水素が燃えて水になるからいつまで経つても生乾きである。その間に肝腎のアミラーゼは壊れてしまう。だから折角加えられたジアスターも工場を出ると既に全くゼロかゼロに近くなつてゐる。僅かに残つてあるジアスターも胃の中で塩酸に逢つて止めを刺されるという哀れな結果となる。最近胃酸に弱い麦芽アミラーゼが敬遠されて耐酸性のアミラーゼが多く使われるようになつたことは合理的でわが意を得たと喜んでいた次第である。

(5) 原料をチェックしないメーカーの本薬局方と表示してある原料を使つたなあ、以後原料は必ず試験して使います」と約束して帰つて行つた。

i セネガ

われわれのところへ輸入セネガの品質試験を依頼した家庭薬メーカーがあつたので溶血反応によるサボニンの定量をしたところ、輸入品よりも国産品の方がはるかにサボニンの含量が多いことが判つてわざわざ高い値な輸入品を買う必要がないことになつた。

ii ロートエキス十倍散

ロートエキス散を原料薬品として大量に買入れることになつたが、価格が安いのに疑問をいたいた製剤業者が、念のためアルカリドの定量を依頼してきた。外観からは間違いないように見えたが、試験してみるとなんと定量値「ゼロ」の品物であった。

て作つてあるのに不良品だと言われるならば、原料薬品を作つて売つた業者が悪いので私には責任はない」とおっしゃる。相手を信用なさることは紳士的で立派だが、だからと言つて責任逃れの理由にされても甚だ困つた問題である。

原料試験をしない悪い例をあげたが、試験をすると利益がある実例もある。僅かに残つてあるセネガ

(6) 原料をチェックしたメーカーの利益

デンプンに着色しただけの「日本薬局方ロートエキス散」なのである。

その後都内からこの品は多数押収されたが、行政当局がこの業者を手配したときは既に行方不明であった。

以上の実例は筆者が経験した一部を思い出すまさにのべたのであるが、このようないい例はまだまだ多数現存する筈である。僅かな例によつても、原料でも製品でも品質試験が必要なことはご納得いただけたことと思う。

筆者の永い間の観察によれば、品質管理をよくやっているメーカーは着実にのびているが、そうでないメーカーはいつの間にか信用を失つて消え去つてゐるようと思われてならない。

「規格及び試験法の基準」は日本薬局方以外の医薬品の承認を得る際に必要とすることはご承知のとおりであるが、これは承認を得るための手段として添付するものではなく、自ら製造した貴重な製品の品質を保証するために必要な「自家試験法」なのであるから、大いにこれを活用して優秀な自信ある製品を世に問うようにしていただきたいものである。品質管理の必要なゆえんをご理解いただければ幸いである。

日本家庭薬の現状

全国家庭薬協議会々長として講演
理 事 長 津 村 重 舎

八月十五日から十九日まで千代田区平河町の全共連ビルで開催された第一回アジア薬学大会はフィリッピン本部をおき、パキスタン、タイ、フィリピン、香港、日本、その他アジア各国、オーストラリアなどの薬学会薬剤師会が、各国民の福祉に貢献する目的で協力して行われる連合組織で、当組合もその意義を認識して大いに協力することになった。津村理事長が次の要旨で特別講演をした。

一、はじめに

医学薬学の進歩に伴つて、近年医薬品は、目覚しい発展を遂げ、その種類もまた多種多様で、次々と優れた医薬品の出現によつて、疾病的治療と保健に貢献し、人類の福祉に寄与していることは、誠に歓びに堪えないところである。

に及ぶが、これを大別すると、主として医薬品とに分かれる。前者の医薬品は、即ち局方品及び新薬、新製剤と呼ばれるものであり、大衆向けの目的で生産される医薬品を家庭薬（旧称売薬）と呼んでいる。ここでは、日本における家庭薬に関することを中心として述べることとした。

二、日本における家庭薬の沿革と変遷

(1) 医薬の起源は古く、文献によれば、わが国では少彦名命が医薬の師祖とされているが、三韓との交通が開かれるに及び、体系的な知識は大陸文化の一つとして、伝わってきたものである。

奈良朝時代（七三〇年頃）仏教の渡来と普及に伴い医薬は、寺院、施設院等において救世濟民のために使用されたもので、時代の推移と共に種々の変遷は、あつたようであるが、永年に亘つて別箇に取扱われた医薬品と売薬とは区別せざるを得ない実状に遭遇し種々の糾余曲折を経て現在では大衆向け医薬品はこれを家庭薬と称し依然国民の広い層に愛用されてその保健衛生に貢献し今日に及んでいる。

(2) 明治に入り（一八七〇年）開

即ち明治初年には売薬規則が制定され大衆向医薬品は売薬と称せられて政府の免許を受け厳重な取締の下におかれ更に売薬印紙税の課徴があるなど当時の政策はむしろ抑圧に近いものがあった。然しながら業界はこれを忍びつつ売薬の信用と品質の向上に努め軽症自療という時代の要求に従い内容の精撰と改善に努めたために需要は年と共に増加しその販路を全国に広め海外にまで拡張するに至つた。

(3) 第二次大戦に入るに及び戦時体制の強化と企業整備等によつて変ぼうをとげまた薬事法の改正によつて従来の売薬という名称は変化され一般医薬品と同じ範疇において律せられることになった。しかしながら、永年に亘つて別箇に取扱われた医薬品と売薬とは区別せざるを得ない実状に遭遇し種々の糾余曲折を経て現在では大衆向け医薬品はこれを家庭薬と称し依然国民の広い層に愛用されてその保健衛生に貢献し今日に及んでいる。

三、家庭薬生産の実状

(1) 家庭薬を製造するに際しては一般医薬品と同様に、販売名、成分分量、又は本質、用法、用量、効能効果製品検査法等につき、政府の承認を得なければならない。

しかし、夫々の製品が、長年の伝統と古い歴史を有していること、また総ての条件が、大衆の簡易治療に適合する主旨のもとに製剤されていところに特色がある。

わが国において家庭薬が、依然として、日本医薬品産業の重要な地歩を占めていることは、次表に示す生産額に従しても瞭かである。

	unit 1,000 us\$		
	1962年	1963年	1964年
医薬品総生産額	737,767	930,563	1,164,187
家庭薬生産額	79,855	83,974	87,278
家庭薬の総額に占める率	10.8%	9.0%	7.5%

(厚生省調査による)企業課生産調整局

表に示す通り①一九六二年における家庭薬の生産は、医薬品総生産額の一〇・八%を占めており②一九六三年及び六四年にいたり③この調査は、厚

生省においてまとめた業態別の集計であって、いわゆる新薬メーカーの製造する大衆向けとするべき医薬品を合算すると更に遙かに多い数字となり、おそらく全生産額の四〇%近く四五%に達するものと推定される。

(2) 現在販売されている家庭薬は和漢生薬、薬局方医薬品、新薬等を原料とし、これらを合理的に配合したもので、用法、用量等が間違なく使用出来るよう、安全性の確保を第一義として製造されている。

また剤型は、その用途に従つて、粉末、丸剤、錠剤、煎剤、液剤、軟膏、硬膏等の形態に製剤されていて長期保存のために変質、効力低下防止等品質の安定性が充分研究され、携帶、使用にも便利な製品となつている。製造工程も近時著しく合理化されて、近代的設備と衛生的な環境の下に製剤加工から包装まで、殆ど機械による一貫作業で自動的に量産化されるに至っている。

現在医薬品の製造のために実際上稼動している製造場は、全国で約二

五百ヶ所あり、その殆どは、大なり少なり家庭薬の製造をしているといえよう。

四、家庭薬の種類

主要な家庭薬を製剤別に分類して

みると概ね次のとおりである。

(1) 内用薬

a 胃腸薬
b 解熱鎮痛剤
c 鎮咳祛痰剤
d 駆虫剤
e 強心剤
f 美養強壮剤
g 婦人薬
h 下剤、浣腸剤

(2) 外用薬
a 鎮痛、鎮痒剤
b 眼剤
c 皮膚剤
d 浴剤

五、家庭薬の輸出

日本の家庭薬はアジア州をはじめ米国、中南米等広い地域に輸出されている。輸出統計品目表には詳細に区分されていないが、胃腸薬、阿仙薬製剤、プラスター等は特に輸出が多く頭痛薬、風邪薬、眼薬、等その種類も多岐に亘っている。最近三カ年での輸出実績を挙げれば、次表のとおりである。

家庭薬の配給には数種の方式があり少なり家庭薬の製造をしているといえよう。

医総 薬輸 品出 の額	1962年		1963年		1964年	
	30,093	100	34,064	100	41,029	100
家庭薬の輸出額	3,000	10.0%	3,180	9.3%	3,543	8.6%
内訳						
胃腸薬	899	3.0%	981	2.8%	976	2.4%
阿仙薬製剤	155	0.5%	159	0.5%	166	0.4%
プラスター	1,014	3.4%	1,146	3.4%	1,278	3.1%
その他の家庭薬	932	3.1%	894	2.6%	1,123	2.7%

最も多くとられている。いわゆる本舗家庭薬と称せられる有名品は大部分この方式により卸屋機構を利用し広汎な地域に亘ってその品種が配布されている。この販売形態をとる有力本舗企業体は最近業界の流通秩序の確立、価格安定等共通問題の解決を期するがため全国家庭薬協議会を結成し相携えて事に処する体制を整備し、着々その効果をあげつつある。

第二の形態としては卸の段階を経ず、小売店を経て消費者に直結するという販売形態である。チャーン組織に

より直販方式と呼ばれるもので比較的新らしいシステムとして発生したものである。伝統ある本舗家庭薬と称せられるものは少数精選主義で専ら卸機構による販売形態であるが、この直販方式によるものは取扱品種も多種であることに特色があつて相当の成果をあげているものがあり、この形態の今後の推移は各方面から注目されている。

第三の形態として通信販売方式がある。

新聞雑誌等に広告し通信による購入申込に対し現品を発送するといふものであるが現在ではこの形態によるものは比較的すくない。

七、日本における配置家庭薬

わが国における家庭薬の販売経路のうち独特のものとして配置家庭薬の制度がある。家庭薬は薬局、薬種商等の如き店舗から購入することが通例とされているが、これらの一般販売方式とは別に日本独特の配置販売という形態がある。これらはわが国における一八三〇年以来の慣習として発達したもので行商販売の一形態である。

この制度は、販売業者が予め需要家に家庭薬を預けて置き、需要者が必要に応じてこれを使用するというものであり、医師薬店などの疎い地

区において発達して、欣ばれた制度である。従つてその药品の薬理作用等を考慮して政府では、その基準を次のように定めている。

- (1) 薬理作用が緩和であり且つ蓄積性又は習慣性がないこと。
- (2) 経時変化が起り易くないこと。
- (3) 剤型、用法、用量等からみてその使用方法が簡易であること。
- (4) 容量又は被包が、これやすく又は破れ易いものでないこと。

現在配置家庭薬の製造業者は、富

山、奈良、滋賀の三地方に多い。配置員は、行商する区域の県知事に届出て全国津々浦々に至るまで、配置しているのであって、交通不便な僻地や、無医村等においては、欠くことの出来ないものである。

八、むすび

以上述べたように家庭薬は、古い伝統と共に、長年大衆に愛用されて育成されてきた医薬品である。

日進月歩の医学、薬学の進歩に伴つて今後種々新しい医薬品が発見されゆくことであろう。しかし、永

い歴史と伝統を誇る日本の家庭薬は副作用のない安全性の面からしてもまたその簡易性の面からしても広く大衆に親しまれ将来も益々発展していくものであると確信する。



〈本町句集〉抄

玉置石松子

終戦後間もない昭和二十四年。都協組の句会として発足、物心両面の荒廃している時、薬業界に清風を吹きこみ、安らぎの場を提供しました。

現在も毎月一回、薬賀会館で月例句会を行なっています。職業、流派を問わず、入退会自由です。ことし、满十七年を迎え、同人句集を行ないました。左に抜書きして置きます。

安藤 けい（料理店経営）

醉へば泣くくせもつ女や春火鉢
野の果はかすみて見えず子等の歌

宇野 汀人（病院薬局長）

四つの煙突一本に纏まり花雲
堰に釣る堰の上より若葉風

大滝 蛙居（葵KK会長）

天平の礎石三百炎天に
大杉の倒れて大いなる春の空

大島 赤甫（大島薬局）

舞ひ終へて袴とる間の暑さかな
菖蒲湯や朝日さしこむひとところ

大島 うめ（同）

花冷の手をかさねつつひかえめに
草市のものこまごまと買ひにけり

大島 得志（同）

更けて流れる銀盆透明ドアーの中
落日や木ッ葉微塵の鈍帶魚

岡田 銀渓（カイゲン）

黒富士に野火美しき宵きたる
ひととの紅葉と古りぬ薬学部

父の背に雑炊する老いを見き

金を欲るその切実さ夙遠し

牛小屋に牛なし猫の日向ぼこ
雨の日の山の灯小さきさくらんば

栗原 看牛（吉田製薬）

鎌倉に焼く山はなし東朝忌

火のつきし目刺を皿へ移しけり

佐々木冬青（佐々木印房）

潮引きて橋桁高し雲の峰

孫呼びに隣の子来る秋桜

坂本 南陽（廣告代理業）

鶯の声鳴きやむやテレビ見て

花の山妻に合はせて酔ひにけり

島田 正一（法務省）

水郷の遠き夏木の一と並び

珈琲や月影こぼる銀の匙

鈴木 栄峰（鈴木製薬）

冷奴つるりと今日のこと忘る

クリスマス樂溢れくる扉をひらく

色にぶく明治を匂ふ菖蒲かな

草の芽の土押し上げて春の音

玉置石松子（玉置製薬）

戸田 達雄（オリオン社）

竹内 義子（竹内薬局）

梅雨の園子連れ小綏鶏小走りに

口の内側見せて金魚の浮餌吸ふ

善惡は闇に屋上ビール飲む

頼まれるカメラのシャッター苑小春

並木 杉晃（東菱新薬）

渡辺あき彦（葉業時報社）

下崩やゆるみし鉢の柄をすげる

飯場火に夜寒の風の延び縮み

夏瘦せて明治の骨をむき出しに

手袋を外し鯉よぶ手を打ていり

〈業界人としての私〉

（その二）

大木 卓

堀内委員長に依頼されて、「かていやく」紙へ執筆することになつた。どんな事を書いたらよいかがわからないが、何かしら書こうと決心した。連続物の方が面白かろうとの事でもあつたが、そなると少しは計画性も持たねばなるまいし、原稿提出の期日も守らねばならぬ。毎日を忙しく過していく自分としては相当な覚悟を要する問題のように思えたので、決心から今日までにも思わず時間を経てしまつたような次第である。

私は自分で自分の事を「兎角譲解され易い男」と世間の人々へ言つて來たし、自分で本当にそうだと思っている。

そこでどうしてそんなことになるのかという事やら、それらに関連した事でも書いてみる事にした。然し私の事だからどんな事になりゆくかは測り難い。

さて本号においては予告編のようなものでも出して置いて、秋に入つてから本

文らしいものに移つてゆこうかなどを考えている時、丁度私のところの大木ビルが工事完成して落成記念のパーティを催して皆様に聊かご披露することになった。七月七日の事である。あいにく雨の日になつてしまつたにも拘らず、業界多数の方々がお越し下さったので大層有り難い事であったが、中に九十翁の津村岩吉様と藤井得三郎様がわざわざ会場へご光来下さった事を真に光榮に存じた次第である。そこでわが業界には大々元老としてこのお二人の大先輩導下さっている事を当日撮影申上げた記念の写真と共に先づ以つて皆様にお目にかけ、「かていやく」



大木ビル竣工披露パーティーにて
津村岩吉翁 藤井得三郎翁

紙上に紹介することが、我々の喜びであり、私の任務?のようにも考えられて、これを以つて本号の記事にさせていただいた次第である。

次回から業界人としての私を書く事にする。果して如何なる事になりゆくであろうか。

人物回想 ①

武田 猛

日本医薬品輸出組合専務理事

堀内伊太郎氏

(筆者は大木製薬会長)

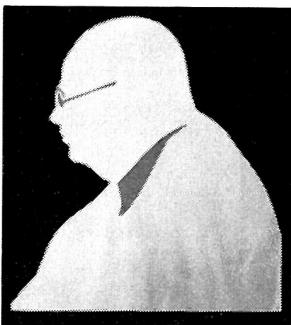


二技師の推輓によつて私が退官し組合でその御手伝いをすることになつたときからである。

堀内さんが組合長として一番難儀されたのはこの濫充対策だった。当時東京では京橋、深川、浅草、目白といった地区に濫充店が出現する状態で業界特に小売業界は強い不安に陥っていた。中でも最も根強くして問題を惹起したのは世田谷久豐堂薬局の吉田三九郎。2月開業者の会が

局の濫売たつた。地元同業者の経意による詰合いや妥協にも頑として応ぜず遂に裁判沙汰にまで進展しその訴訟供託金も史上稀れといわれる程の莫大な額に達し社会問題として騒がれた。温厚な堀内組合長のご心労も並大抵でなく幾度か辞任の意を漏らされた。組合の世田谷支部長は薬局開設者の渡辺政治さんという区会議員だった。向つ気の強い喧嘩早いといわれた硬骨漢で早朝から支部役員多数を伴って神田の組合本部へ押

のことになる。当時堀内さんは東京賣薬同業組合長であったが大阪地方に発生した売薬濫充の嵐が東京方面に波及し業界は非常な混乱に陥った。組合首脳は日夜その対策に腐心し悩みぬき直接の監督官庁である警視庁に力添えを懇請した。ときの衛生検査所長市沼三郎博士と竹内甲子



キリスト像は
先代堀内伊太郎氏

かけた、組合の濫売対策が手緩いと
して大変なけんまくでどなり込み組
合との談判を強要して動かないと
いう始末だった。堀内さんがあの温
顔をもつて静かな口調で諄々と説い
て支部の自重を望まれると流石の相
手もその人格にうたれ沈黙して引揚
げるということが屢々だった。柔よ
く剛を制すとその都度感じ入ったも
のである。

東京の組合長は全国壳薬業団体連
合会（全壳）の会長を兼ねることに
なっていたので堀内さんが全壳会長
であり私はその事務局長をつとめ
た。全壳は大正十五年に懸案の壳薬
印紙税の撤廃運動に奏功して以来業
権の擁護と伸張を期して毎年一回各
地で盛大な全壳大会を開催して業界
の結束を固めていた。私も幾回か出
席したが堀内さんの物やわらかであ
ざやかな大会議長ぶりにはいつも敬
服した。丁度その頃に国民健康保険
法の制定法案が国会に上程されると
て猛烈な運動を起し富山、奈良、滋
賀、佐賀などの配置薬原をはじめ大
阪、愛知、岡山など全国の業界代表
が絶えず大挙上京し長期間滞在して
関係方面に反対陳情を繰返した。こ
の運動がすべて全壳の名で展開され
るので会長堀内さんがいつもその先
頭に立たねばならず多忙と御労苦が
重なりはたから眺めて誠に御気の毒
であった。当時一緒にこうした問題
の対策に活躍された方には名古屋の
今堀辰三郎さんをはじめ大阪の竹村
幸治郎さん、三田忠幸さん富山の荒
木甚助さん、金尾義信さんといった
業界先達の方々であったが今はすで
に共に物故されてしまわれた。

堀内さんは不磷と号して文筆に長
け俳句をよくし墨絵を書きそして非
常な能筆家だった。仕事の打合せな
どでよく神田鍛冶町の店の二階事務
所を御訪ねしたが室にはいつも力作
の竹の墨絵が掲げてあった。義理が
たいことも有名で私が日支事變に応
召して中支松江に滞在中に戦地便り
をしたところ早速こまごまとした内
地の模様を隨筆で返信を頂いて大変
嬉しく感激したことをおぼえてい
る。また長唄が大変上手で御得意の
越後獅子などよく柳橋の深川亭その
他の宴席で度々聞かせて貰つたこと
も懐しい想い出でありあの美声が今
も聞えて来るような気がして追憶の
念禁じ難いものがある。

これからのお家庭薬

救心製薬社長

堀 泰助

薬事法ではいわゆる医家向医薬品 大衆向医薬品を一括して医薬品と呼んでいるが、これを無理に区別すれば、医家向け医薬品に対して便宜上 大衆薬といい、その中でも長い歴史を持つた本舗家庭薬業者の製造するものを家庭薬と呼んでいる。一般大衆薬は、薬の使用に対し常識程度の医学知識を持った者が、自己の判断に応じて使用するのであるから安全を第一とし、使用方法も簡便なものでなければならないし、まして、麻薬、毒薬、抗生物質等、医師の指示により使用するものが認められないのは当然である。厚生省薬務局監修の医薬品製造指針によると、家庭薬としての効能又は適応症は配置販売品目指定基準に準ずることがよいとなつていて、一般市場では専門家だけしか分らない効能の医薬品が多

く出まわっているのは何故であろうか？はたして一般大衆がそれを正しく理解しているかどうか疑問であるし、又当局も家庭薬の許可効能にのみ厳しく、他の大衆向医薬品に無関心でいるのは片手落ではあるまいか？最近製造承認されたものの中にも医家向け、大衆向けの両方に同一効能で出ているものが数多い。それ相当の資料添付があつても、それが配置薬の基準に準じてるとの解釈で製造承認するならば、大衆向け医薬品については当局において一考がいり得ないかと思う。家庭薬で、「自律神経失調症」の効能があるものがあるが、はたして大衆の幾人がこの効能について理解し、知つている者があるであろうか。話は前に戻るが家庭薬の効能を配置販売品目指定基準に準ずるというのもおかしい気がする。家庭薬は薬局で売られる消費者の手に渡る段階で、薬の専門家の薬剤師の説明があるはずで、自ら配置薬と違つていて——配販員の説明時には前者と相当の差異があるのは容易に判断できる。このため家庭薬には効能又は適応症も多少専門的の症名があつても差支えないと思ふ。先日も目に「もの・もらい」が出たので、近くの薬局にクロラムフ

ニコール入りの目薬を買いに行つた。その旨を店主に告げたら値段を言つて「これはいいですよ」と言つたのみで手渡してくれた。外箱には明らかに「医師等の処方せん。指示により使用すること」と書いてあつたが、極めて簡単に市民の手に入り使用出来るのが現況である。当局はか様な現状をいかに考え、どんな対策をしているか知りたい。これらの現実は本来の家庭薬の発展を大きくはばんでいるのであるまいか。

長い間売り続けられ大衆の医療に貢献してきた家庭薬は、現代医学薬の思想から見れば、或いは時代おくれの感を呈するものもあるであろうが、これまで存続して来た実績から考えてみると、その製品が安全で有効であったからこそ現在存続し愛用されているのであって、現代医学的学術文献がなくとも、それ自身が貴重な経験データーを持ち合せていいものの価値が分るのではないだろうか。この点当局がもつと積極的に漢薬製剤等についても、容易に薬理実験あるいは臨床実験をしてくれる施設なり医家を斡旋、紹介してくら経験データーのみでは、種々の面に不利を招き、次第に学術的裏付けが必要となつて来ることも率直に認めざるを得ない。家庭薬は处方からみて、漢薬的なもの（生薬製剤）と洋薬的なもの、およびこれら混和によるものに分れる。洋薬的なも

のは内容から医学的評価がなされてゐるが、この進歩した近代科学技術でも、生薬的なものは完全な解明が殆んどされていない。原料となる生薬そのものについてもまだほんの一部のみであつてその合剤たるや皆無といってよい程、研究がされていない。やっとここ一、二年になって生薬混合製剤の相乗効果の研究成果が富山大学から発表されるようになつた。優秀な生薬製剤について臨床医家がもつと目を向け進んで学術的価値のある実験を行ない立証してくれるようになれば、本来の家庭薬も、更に発展するであろう。

ともすれば新しいものにばかり興味をもつ医家が多いが、伝統のある古いものを完全に把握してこそ新しいものの価値が分るのではないかだろうか。この点当局がもつと積極的に漢薬製剤等についても、容易に薬理実験あるいは臨床実験をしてくれる施設なり医家を斡旋、紹介してくれることが望ましい。若しこのことを怠るならば徒らに外国製品（生薬の抽出物等による製品）の進出を許し、国産製剤の進歩を阻む結果になります。一方、家庭製造販売業者も現代科学にマッチした研究を積極的に進め、必要なデータ

ーを集めるよう努力し、自信をもつて製造、販売に従事したいものである。

文明が進みスピード時代となつて家庭薬も速効的なものが要求されるようになつて来た。しかし家庭薬ではこの速効よりも第一に安全であることが必要である。一般大衆はメーカーの思わぬような誤用をすることがしばしばある。一錠より二錠服用すれば効果も大であろうという単純な考え方からの多量服用、禁忌症での服用、症状の誤解、外用剤の内服、その他数えきれない程誤用例は多いと思う。病気の治療には適正な養生が最も必要であつて、耐えられぬ苦痛以外は養生もせず医薬品にのみたよる傾向が現代人にはある。その結果悪化を招き、なにかといふと罪は家庭薬にあると考える人が多いのは困つたものである。この点特にご当局の販売面での取締り強化を希望して止まない。メーカー側としても製品のPRに劣らぬ薬の正しい使い方の指導等も積極的に行ない、大衆の衛生思想教育に貢献するよう努力して行きたい。これには薬局の協力も必要で、単に商品を売るというだけでなく、これらにも大いに努力してもらいたいものである。

総務委員会として昭和四十年度組合が果した主な活動状況並びに今後の計画予定等の概要を申し述べたいと思います。

昭和四十年度役員の改選を契機として組合は津村新理事長を中心の一身上に役員改造を敢行し、稍もすれば保守的であつたそれ迄に比べ、積極的な活動を展開して今日に到つたの

がしばしばある。一錠より二錠服用すれば効果も大であろうという単純な考え方からの多量服用、禁忌症での服用、症状の誤解、外用剤の内服、その他数えきれない程誤用例は多いと思う。病気の治療には適正な養生

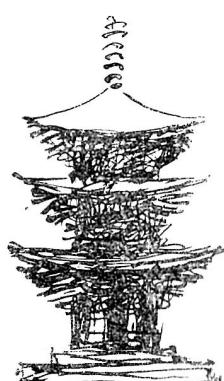
が最も必要であつて、耐えられぬ苦痛以外は養生もせず医薬品にのみたよる傾向が現代人にはある。その結果悪化を招き、なにかといふと罪は家庭薬界もその中で厳しい立場におかれ、諸問題克服に懸命の努力を続けているのでありますが、今日程組合員の団結を必要とするることは今迄に例をみなかつたことであります。

昭和四十一年度は一段の飛躍を期するため、別表の通り委員会構成並びに事業計画を決定致しました。又予算も組合員の理解と協力により組合費を改正し、委員会活動費も各委員会の今後の活躍に期する処誠に大なるものがあります。第二に全

国家庭薬協議会が設置され、組合として、これが協力体制を積極的に推進したことになります。

今後は建物売却の方針を変更し、事務所付アパートを新設する方法が有利と判断し、理事会の承認を得てこの方針に従つて総務、財務委員会を中心として首都圏不燃建築公社と建物の建設折衝をすることに致しました。

当組合が土地を所有していることは他に例を見ないことで、建物を新築する上に極めて有利あります。これが実施に当つては資金調達に若



〈委員会から〉

総務委員会

昭和四十一年度は一段の飛躍を期されて、委員会毎に幾多の成果を挙げて参りました。

昭和四十一年度は一段の飛躍を期するため、別表の通り委員会構成並びに事業計画を決定致しました。

又予算も組合員の理解と協力により組合費を改正し、委員会活動費も各委員会の今後の活躍に期する処誠に大なるものがあります。第二に全

国家庭薬協議会が設置され、組合として、これが協力体制を積極的に推進したことになります。

今後は建物売却の方針を変更し、事務所付アパートを新設する方法が有利と判断し、理事会の承認を得てこの方針に従つて総務、財務委員会を中心として首都圏不燃建築公社と建物の建設折衝をすることに致しました。

当組合が土地を所有していることは他に例を見ないことで、建物を新築する上に極めて有利あります。これが実施に当つては資金調達に若

干の苦労は覚悟せねばならぬ所であります。

この点何かと組合員の方々の御協力を頂かなければならぬかと存じますが、その節は宜しく御援助賜り一致協力して建設目的を遂行致しく念願するものであります。

この外にも総務委員会として記録せねばならない事も多々あります。が、あとは他の委員会の活動状況報告にお任せして簡単乍ら総務委員会の報告にかえさせて頂きます。

(坂本 藤四郎)

薬事委員会

五月二十六日に委員会を開き、東京都立衛生研究所の西川、橋爪両氏をお招きして、いろいろ懇談いたしましたが、我々が現在直面している企業経営の問題点にも触れるものが多いため思われましたので組合員各社のトップマネージメント或は研究部門担当の実務技術者にお集りいただいて、次の様な形で講演会を開催いたしました。

七月一日 午後一時半—五時

薬業会館 七階会議室 参加人員

約七拾名

講師 都立衛生研究所医薬品部

生薬研究室
主任研究員 西川洋一

技師 橋爪六郎

演題 (1) 家庭薬製造上の品質管理

の問題点

(2) 医薬品の分析法について

次に演題(1)についての西川洋一氏

の講演要旨を記します。

医薬品中小メーカーに共通した問題点がある。それは私たちと、技術者とだけで話をしても、解決がつかない、ということである。技術者の中には非常に熱心な方もあるが、中

小メーカーは家族的ではあっても、中

反面に権力集中的であるため、技術

者の意見が製品に反映されないことが多い。また、普通の管理薬剤師は「技能者」であつて「技術者」ではないことがある。技能とは単なる経験の繰返しにすぎない。先ず品質管理以前に、クスリというものを根本的に考え直す必要があるのでないだ

うか。過当競争で現在は家庭薬に大メーカーが乗り出している。

競争に勝つためには良いクスリではなくては駄目である。良いクスリとは第一に効くこと、第二に安全性、第

三に品質の一定ということであり、更に安価ということが大衆から望まれている。大メーカーは合理的シス

テムを持ち、実行計画、基本方針、

経営計画が一糸乱れず、しかもライ

ン部門とスタッフ部門が確立され

いる。中小メーカーは設備投資を渋る傾向がある。試験室や試験器具に

大きな投資をせよ、とは決していわ

ない。最小限度の設備で十分であ

る。技術者、本当に品質管理の出来

る技術者と、設備とは車の両輪のよ

うに絶対に必要である。もし技術者がいなければ養成して頂きたい。ま

た都衛研でも養成のお手伝いをして

上げている。技術者に望まれるのはデータの正確さと、経済性と迅速と

いうことである。私は技術者が中

企業内では育たないとということを聞

いている。元来技術者には職人根性

というものがある。いかえれば仕

事に対する誇りであり、責任感であ

り、これを抑えられることは技術

者にとって淋しいことである。ライ

ンの中では生かされる仕組が企業内に

ない、優秀な技術者は育たないの

である。中小メーカーでは試験に要

する予算がない所の方が多いが、長

期計画を立てて技術者に示す必要が

ある。大メーカーでは試験に要

する予算があるが、家庭薬には

伝統がある。設備や技術者の不完全

である。大メーカーの製品を模倣する

方法でなければ意味がない。その方

法や機械が判らない場合は都衛研に

来て頂ければ相談に応ずるし、秘密

えるべきである。優秀な製品は製造工程で決まるといえる。先ず原料の

厳選から始めるが、日本薬局方は最

低基準であることを知らないではない。

原料規格はその製品によつて各自が作るのである。最終製品よ

り原料や中間製品の管理の方が大切

なのである。

家庭薬は近代化について熱心に研究しないと遅れてしまう。消費者の「層」を考えることも大切である。例えば「丸」とか「湯」とかいう名稱は、明治、大正の人達であり、やがて消える消費層である。名称とか剤型とともに近代化を図らなければならぬ。一定品質の原料を一定量、一定のコストで入手する。この場合原料生薬に問題が多い。新しい機械に関心を持つ。製剤技術については、経済的、能率的でなければならない。

製造工程では、中間製品の管理を十分に行なう。最終製品については、サンプリングを実施する。製剤規格は厚生省に提出したものより厳格な自家試験法を作成し、試験することがよい。序にいえば、書物から書き写した試験法でなく、実際に出来る方法でなければ意味がない。その方

は絶対に守る。また、家庭薬を作る時は、経時変化を考慮し、苛酷な保存条件に堪える虐待テストが必要である。品質保証は、医家向が二年、大衆向は三年が平均となっている。

販売対策委員会

販売対策委員会の仕事は沢山あると思うのですが、新薬会社等大メーカーの制度品が大体出揃いましたのでその影響を眺めてから重要な処へ焦点をしぼりたいと考えて、や静観していた処、新聞等の報道ですでに御承知の通り去る六月二十一日に物価問題懇談会の勧告が出されて、にわかにあわただしくなって来ました。もう静観どころではあります。早速情報の収集にかかりました。私の目にふれたものの中では今處七月八日付の週刊朝日にのつた記事が一番判りやすい様ですので、出来れば是非一度お読み下さい。若し御入手不能でお困りなら御一報下さればコピーをお送り致します故御遠慮なく御申越し下さい。

さていよいよ本論に入りましょうまづ物価問題懇談会とは何でしょうか。前述の週刊朝日の解説によりますと「経済企画庁長官の私的諮問機

関」となっています。私の機関なら必ずしも強い力はないだろう、まあ聞きおく程度にしておこうとなるのが「素人のあさましさ」です。

私もそう思いましたら、そうではなさそうに思えてきましたのでよく調べてみました。この私の諮問機関を作る事と、この会が出す勧告は各省で出来るだけ実現につとめる事が閣議で決まっているという事が判りました。私の機関といつても大いに公的圧力をもつているのです。この辺仲々ややこしいですがこれが事実なのです。

閑話休題

そこでこの勧告は何等かの形で厚生省、公正取引委員会双方が取上げる事は間違いありません。ただし全般的に採用されるという訳ではないという事です。

この勧告のある部分が具体的に実施されるために九月頃から作業が初められて来春には結論が出る事になります。がそのままでおいて前と同様な結果になつては大変です。こりそだという見方が有力です。そこで我々の研究しなければならないのだという認識の下に是非御研究下さって何分の御協力を、お願いたします。

しかし答案が出てしまってからはどうしようもないのだから始末が悪いですね」といつておられましたが、たしかに難かしい点もあります。がこのままにしておいて前と同じ様な結果になつては大変です。この様に重大で、且つ急がなければならぬのだという認識の下に是非御研究下さって何分の御協力を、お願いたしました。

即ち勧告をよく研究し、業界としてどう対処するか、いいかえればこの点は実施してほしい、又は実施されてもやむを得ないがこの点はどうしても実施されでは困る。又は理論的に実施すべきではない事を決める事が必要です。つて中小メーカーには関係ないだらうという事も一応は考えられます。再販など大メーカーのする事であらうという事も一応は考えられます。研究しないでそうと決めてしまうのも又新薬メーカーでも活発に動いています。

皆さんもよく御承知の特殊指定問題の様に業界が混乱した時我々が態度を決めかねた理由の一つには我々の不勉強乃至は手遅れもあつたと思われ大いに反省している処です。

先日の委員会である委員が「答案が出ていないので意見が述べられない。しかし答案が出てしまってからどうしようもないのだから始末が悪いですね」といつておられましたが、たしかに難かしい点もあります。がこのままにしておいて前と同じ様な結果になつては大変です。この様に重大で、且つ急がなければならぬのだという認識の下に是非御研究下さって何分の御協力を、お願いたしました。

さて、勧告の内容の説明に入ります。全文は別記しましたから御参照下さい。大きく分けますと前段で、

衆に不利益になるから之を保護しようと、いうので例外的に認めたのが再販なのです。之を頭から否定するのには、おかしいと思います。勿論現在日本で行わっている再販がこの本質とは違った目的に利用されそのために消費者の不利益になっている部分もある事はたしかです。だからといって再販そのものを「再販制度は……弊害をもたらしている事は否定出来ない……したがって、少なくとも再販を例外的に認めるにあたって……」という考え方については全面的に賛成しかねるのです。さて次に再販に関する部分の細目を読みますと。

- ①再販の範囲を明確にして脱法を防げ。
- ②各段階のコスト・マージンを公表せよ。
- ③再販を例外的に認める商品のリベートを禁止せよ。
- ④小売価格を表示せよ。
- ⑤再販価格に値巾を認めよ。
- ⑥生協等への出荷停止、を禁止せよ。
- ⑦はまことにその通りといいたいのですが、範囲を明確にする時、公平にかつ精確にしなければ大変です。
- ⑧少くとも弱い者いじめ、中小企業

無視にならない様充分監視する必要があります。

②については、戦時中の統制経済を想い出して下さい。高い原価に、つければ利益も大きくなるという不合理がかくされているという事と併せ考

えてみても自由主義経済下には受入れ難いものが感じられます。

③に又「例外的に認める」というのが出て来ましたが大変気になります。私としては、リベートについては程度の問題だと思います。行きすぎたりベートは禁止してもらった方が良いという意見の人もある筈です。

④は問題なしです。

⑤も程度によつては、やむを得ないというのが一般の考え方です。

⑥については大いに意見があります。第一は、メーカーには顧客撰択の自由がある筈です。いやでも生協と取引しなければ、ならないという法律をつくらなければ消費者の利益が守れないのでしょうか、組合員以外にも無差別に売つている組合があるそうですし、どうも理解出来ません。政治力の強い生協の発言が取上げられたというだけではないでしょうか。この問題については、私自身あまり研究してありませんので、まだがつてある点もあるかも知れない

い、という事をお含みおき下さい。

以上で一応この問題についての私

の直観的解説をおわる事にしますが機会を得て意見をのべさせて頂くつ

もりです。委員会としては、場合によつては関係方面の意見も聞き我々の見解を公式に発表する事もあると思います。会員各位で御意見が、お

ありでしたらどしど申出下さ

い、手おくれにならないうちに!
急告!!

原稿締切の期限におくれてしまつて大あわてで書いておりました処、

七月二十三日附朝刊に公取が再販の届出規則を改正をし、ただちに実施する。同時に再販実施メーカーに実情を届け出させて検討し物価対策上

必要と判断すれば强硬な手段をとることにした。という記事が掲載されました。私の予想でも一寸のんびりして

いたのかも知れません、あるいは

メーカーその他の反対気勢を察して先手をうつたのかとも思われます。

何はともあれ一層急ごうではありますか。

医薬品、化粧品、石けん、洗剤等の家庭用品についての勧告、昭和四十一年六月二十一日 物価問題懇談会

価格形成の問題点を明らかにするた

め、医薬品、石けん、洗剤およびプラ

スチック容器について、その生産流通、消費の実態等について検討を行なった結果、次のような問題があ

ると考える。

(1) これらの商品の価格は、消費者物価の上昇のなかにあって必ずしも値上がりしていないが、これら

の商品のうちには、技術の進歩または需要の増大に伴い生産性が上昇している、と認め得る商品もある

ると思われる所以、その生産性上昇の成果が、自由競争によって価格の一層の引き下げをもたらし、

消費者の利益になるようにすることが、物価安定のために望ましい

ことと考える。

なお、これらの業種のうちには他業種に比しかなり高い利益率を持続している業種もみうけられる

が、もしそれが価格面での競争が充分に行なわれていないことによ

るものとすれば問題であると考える。

(2) これらの商品のうちには広告宣伝費が多額にのぼつたり、実際的には必ずしも必要とは認められないと、表によって販売競争をしたりまた、複雑、多岐な方法でのリベ

ート等取引面での問題のあるものも少なからずみうけられる。

このような慣行は、再販売価格維持制度等の影響もあって、消費者価格の面での競争が充分に行なわれず、価格競争以外の方法で販路を開拓しようとする場合を生ずることにもなって消費者の立場からは極めて問題がある。

(3) 今日のように、消費者の商品選択についてメーカー等業者の影響力が極めて大きな経済社会にあっては、消費者に商品についての適確な知識を普及させるための政府などの努力が必要である。

二、以上のような問題意識について、当物価問題懇談会は次の提案をする。

(1) 再販売価格維持制度について

再販売価格維持制度は、(1)流通機構の合理化の利益を消費者に還元せず、(2)メーカーの寡占化による価格硬直化がある場合にはそれを小売段階の価格にまで反映させ、最終消費者価格面での競争ではなくて、リベートその他小売業者に対する過大なサービス提供、過剰な広告宣伝を行なうことにより消費者の利益を害するばかりでなく、浪費の助長等様々の社会的な

問題をひきおこす一因となつてい る等の弊害をもたらしていることは否定できない。また、再販売価格維持契約が実施されてから値引きがなくなり、実質的に値上げとなつている事例もみうけられる。

したがって、少なくとも、再販売価格維持制度を例外的に認めるにあつては、消費者の利益が侵害されることのないよう、かつ、事業者が公正な競争を通じて発展することを妨げないよう充分分配慮すべきであり、この観点からとくに次の点について検討する必要がある。

(4) 再販売価格維持行為の範囲を明確にすること。

再販売価格維持行為の範囲を明確にすること。なお、脱法的な行為が行なわれないよう充分配慮すること。

(5) 再販売価格維持を例外的に認める商品については、その各段階のコスト、マージン等につき事前に充分審査するとともに、事後においてもこれらの事項につき、定期的に充分監査することとし、登録、閲覧等消費者その他の第三者が了解できる体制を整備すること。

(6) 再販売価格維持を例外的に認める商品については、リベートを禁止すること。

(7) 上記の商品については、その小売価格を必ず表示すること。

(8) ボランタリーチェーン、スーパーマーケット、等で合理化が進んでいる一定の販売形態のものについて再販売価格に値幅を設け、その範囲内の競争を認めること。

(9) 消費生活協同組合等に対し、商品の提供拒否等の取引制限行為を行なうことを禁止すること。

(2) 広告宣伝について

「医薬品広告に関する自粛要綱」等業界自身の自粛基準の設定および強化ならびにその確実な実施が望まれる。さらに不當景品類及び不当表示防止法の運用については、広告宣伝活動が多岐にわたつている現状にかんがみ、その対象を一層拡大し、かつ、厳正に行なうよう努める必要がある。

(3) リベートについて

リベートは、これを一概に否定することには問題が残るが、もし

することには問題が残るが、もし消費者価格の面での競争が充分に行なわれないままシエア拡大競争にのみ用いられるとすれば、消費者の利益を害するものといわざるを得ない。

したがって、再販売価格維持契約を認める商品についてはリベートを禁止すること。

トを禁止し、また、行きすぎた招待旅行等の支出については税制上の取扱いを再検討することが必要である。なお、この点について不當景品類及び不当表示防止法による規制の強化についても充分考慮すべきである。

現在すでに家庭用品品質表示法および薬事法により一部商品について品質の表示が義務づけられており、また、不当表示については不當景品類及び不当表示防止法により規制されているが、今後その適用範囲の拡大および規制の強化を行なうとともに、とくに品質表示の方法等については所要の対策を検討することが必要である。

(4) 品質表示等について

消费者に対する実情の周知徹底示が必ずしも充分には行なわれてないので、その徹底を図るよう所要の措置を検討することも必要である。

(5) 消費者に対する実情の周知徹底示が必ずしも充分には行なわれてないので、その徹底を図るよう所要の措置を検討することも必要である。

消費者に対する実情の周知徹底示が必ずしも充分には行なわれてないので、その徹底を図るよう所要の措置を検討することも必要である。

廣告委員會

厚生委員会

厚生省が広告の自粛を業界に呼びかけて以来、吾々もこれに応えて充分に協力したせいか、最近は非常に問題が少なくなつたように思います併し、今後広告の具体面につき都 庁との意志疎通をより以上はかるために、五月十九日次の方々をお招きして、いろいろ懇談いたしました。

当会も発足以来一年を過ぐる今日
その目的とする全組合員相互親睦を
漸くその緒につき、これより益々促
進されようとしております事は皆様
の当会に対する深い御理解御認識に
よるものと察せられ誠に嬉しく思ふ
次第であります。

それを比較検討することによつて各社の実態に応じた長期的乃至期間経営計画を立て、その一環として人件費問題も解決してゆくならば物心両面にわたつて労使協調の実をあげる経営計画となし得るのではなかろうかと考えるのである。

(1) 関経協会報第一（一九一）二合併号
昭41・3・20「賃金決定のあり方と賃
金交渉に活用すべき經營資料」

人件費決定に役立つ経営資料

勞務委員會

四
引

日本化粧勤労部長
都勞委使用者委員

(2) 日本銀行統計局(毎年三月・九月)発行

(3)通産省企画局編大蔵省印刷
「わが国企業の経営分析」

日本の一般的実情として個々の企業における話合への場において経営

者はその「企業の支払能力」を考え

席上、吾々は厚生省の指示に従つて自粛することにやぶさかではないが、中小企業を主とする吾が組合員の性格も充分理解して指導や取締りを行なつて貰いたいと要望しました。

議致しておる次第でありますて、組合員各位におかれても、その企画並に行事に対し極力助言御協力下さるよう切望致す次第であります。

なおその後の TKG C ゴルフ会の成績は左の通りです。

議致しておる次第でありまして、組合員各位におかれても、その企画並に行事に対し極力御助言御協力下さるよう切望致す次第であります。

なおその後のTKGCゴルフ会の成績は次の通りです。

者はその「企業の支払能力」を考えているが、この言葉はやや漫然とした概念があり、生産高、売上高、或いは資金繰り等にその時々の重点を置いて判断することが無いとはいえない。その様な場合「支払能力」の判

八月十六日からアジア薬学大会が開かれますが、同大会主催の医薬品展示会への組合出品については広告委員会が一さいを担当することになり、松林副委員長が主となり企画を行なっております。

第六回 五月十二日

立場から人件費を決定するとき客観的な基準となる資料はないものか、私自身探し求めていたが、これ役立つものが見付かったのでご紹
し、各社がそこに示されているデータに準じた自社の経営実数を整理

「支払能力」は前記資料でいう「付加価値」の定義に従つて考へることが最もよいと私は主張したいのである。

「付加価値」を考える場合、減価償却費を含めるもの（日銀の経営分析）

と減価償却を除外した大蔵省法人企業統計によるものとあるが何れによればよい。

念のために定義を掲げておく。

付加価値 = 利潤 + 人件費 + 減価償却費

人件費・利潤の内容は前記資料の定めているところを参照していただきこでは数の関係から説明を省略するが、次の諸指標について自社の状況を決算期毎に作成し、その推移を前記諸資料の製造業、化学工業について時系列の数値と比較されるならば単に賃金、賞与の決定のみならず、企業の体質改善着手にすべき重点を見出されるであろうと考え、敢えに筆をこなした次第である。

「諸指標」と定義

- (1) 人件費分配率 = 人件費 ÷ 付加価値
- (2) 人件費水準 = 人件費 ÷ 労働者数
- (3) 付加価値生産性 = 付加価値 ÷ 労働者数
- = (有形固定資産 + 労働者数) × (付加価値 ÷ 有形固定資産)
- = 労働裝備率 × 設備投資効率
- (4) 設備投資効率 = (売上高 ÷ 有形固定資産) × (付加価値売上高)

$$= \text{有形固定資産回転率} \times \text{付加価値率}$$

(5)
(6)

す。

事務局メモ

弘報委員会

三月十日久光製薬株式会社東京営業所が贊助会員として入会。

五月二十七日第一九回通常総会を開催、諸案件を可決。理事、監事、評議員の補欠選挙を行った結果理事に株式会社鈴木日本堂中尾義隆氏、監事に株式会社千葉三郎次商店千葉三郎次氏、評議員に啓芳堂製薬株式会社中島三郎氏、河合製薬株式会社監事に株式会社千葉三郎次商店千葉

味尚義氏、吉松商店吉松功雄氏、が夫々当選。

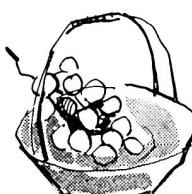
河合友彦氏双葉製薬工業株式会社総務、広告、販売対策、薬事、労務尚義氏、吉松商店吉松功雄氏、が夫々当選。

後記

これが認識し合い、企業の発展に多少なりとも寄与するところにあると思っています。

ところがどうも他の委員各位のお持が薬業紙と余り違わない程度にお考えのように思われるのが残念です。お忙しい方々に無理な希望はいきませんが、一つチームワークの良さで随時報告者を代えるなりしき、ぜひ報告は明瞭で、こくのあるものにして頂きたいと思います。

組合費を一番よけい使う委員会として、責任を痛感しておりますので協力と叱正をお願いいたしま



かていやく第三号

東京都家庭薬工業協同組合会報

昭和四十二年八月二十七日発行

編集・印刷・発行

東京都家庭薬工業協同組合
東京都中央区新川一丁目八番地
電話築地(五五一)四六一七

昭和41年度 委員会構成並びに事業計画

東京都家庭薬工業協同組合

○印理事 ○印監事

理事長 津村重舎・副理事長 藤井勝之助 堀内伊太郎

理事

委員会名	総務	財務	業務	販売	販売対策	広告	厚生	労務	弘報
担当理事	◎藤井勝之助(龍角散)			◎津村重舎(津村)			◎堀内伊太郎(堀内)		
委員長	◎坂本勝四郎(東京不二)	◎藤井勝之助(龍角散)		◎中尾義隆(日本堂)	津村重孝(津村)	◎大田昭(大田胃散)	◎山崎栄二(金冠堂)	◎歌橋一典(ニチバシ)	◎堀内伊太郎(堀内)
副委員長	◎堀(救心)泰助(救心)	◎中村潤三(中村化成)		坂本勝雄(東京不二)	木本(義命酒)朗(津村)	松林次郎(津村)	◎町田弘(町田)	藤井康男(龍角散)	◎堀内伊太郎(堀内)
常任委員	◎堀(忠宝)興(大木製藥)	鈴木栄一(大木製藥)	増田和雄(津村)	◎中尾義隆(日本堂)	佐藤篤司(エーデイ)	○建林静枝(松鶴堂)	◎友田真二(友田製藥)	◎友田真二(友田製藥)	◎湯浅富夫(イチジク)
事業	◎山崎寅(金冠堂)	◎山崎寅(帝國堂)	高橋末藏(イチジク)	牛田房次(大田胃散)	牛田達夫(日本堂)	山本達(日本堂)	山本吉太郎(君が代)	玉置新治(玉置製藥)	玉置新治(玉置製藥)
内容	◎宮川修(甲子社)	宅間精一郎(未広堂)	秋山義郎(秋山)	堀正巳(救心)	堀橋三(救心)	石原道郎(石原製藥)	河合和彦(河合製藥)	千葉周(千葉)	千葉周(千葉)
(1)定款に関する事項(定款規則の整備及び管理)	(1)予算・決算案作成及び会計報告書の作成	(1)業務手続に関する事項、特に次を重点とする事項に重点を	(1)広告交換並びに広告活動に必要な共同研究の実施	(1)組合員の懇親会に関する事項	(1)中小企業の労働問題の調査研究	(1)組合員名簿の作成	(1)組合員名簿の作成	(1)歌謡公演への公表	(1)歌謡公演への公表
(2)総会・理事会に於ける事項(総会料収集等)	(2)組合費その他の諸取入金の催促及び組合費領上上げに關係する事項	(2)外品の製造販売元の管理および販売手続に関する事項	(2)所轄官庁(厚生省・都道府等)との連絡に関する事項	(2)組合員の保健衛生に関する事項	(2)組合員会社相互の情報資料の交換	(2)組合員会社相互の情報資料の交換	(2)組合員会社相互の情報資料の交換	(2)月報その他の発行及び編集	(2)月報その他の発行及び編集
(3)関係官庁・団体との連絡に関する事項	(3)予算に対しての確定支出し、支払の確立	(3)外品の基準に関する事項	(3)所轄官庁(厚生省・都道府等)との連絡に関する事項	(3)業界諸団体と広告に関する問題	(3)業界諸団体と広告に関する問題	(3)業界諸団体と広告に関する問題	(3)業界諸団体と広告に関する問題	(3)月報その他の発行及び編集	(3)月報その他の発行及び編集
(4)事務局の管理業務	(4)事務局会計の監督	(4)外品の基準に関する事項	(4)組合員に対する広告に関する問題	(4)組合員に対する広告に関する問題	(4)組合員に対する広告に関する問題	(4)組合員に対する広告に関する問題	(4)組合員に対する広告に関する問題	(4)情報及び資料の収集・整理	(4)情報及び資料の収集・整理
(5)組合員登録手続	(5)各委員会活動の監督	(5)外品の基準に関する事項	(5)組合員登録手続	(5)組合員登録手続	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續
(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項
(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項
(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項

委員会名	総務	財務	業務	販売	販売対策	広告	厚生	労務	弘報
担当理事	◎藤井勝之助(龍角散)			◎津村重孝(津村)			◎堀内伊太郎(堀内)		
委員長	◎坂本勝四郎(東京不二)	◎藤井勝之助(龍角散)		◎中尾義隆(日本堂)	津村重孝(津村)	◎大田昭(大田胃散)	◎山崎栄二(金冠堂)	◎歌橋一典(ニチバシ)	◎堀内伊太郎(堀内)
副委員長	◎堀(救心)泰助(救心)	◎中村潤三(中村化成)		坂本勝雄(東京不二)	木本(義命酒)朗(津村)	松林次郎(津村)	◎町田弘(町田)	藤井康男(龍角散)	◎堀内伊太郎(堀内)
常任委員	◎堀(忠宝)興(大木製藥)	鈴木栄一(大木製藥)	増田和雄(津村)	◎中尾義隆(日本堂)	佐藤篤司(エーデイ)	○建林静枝(松鶴堂)	◎友田真二(友田製藥)	◎友田真二(友田製藥)	◎湯浅富夫(イチジク)
事業	◎山崎寅(金冠堂)	◎山崎寅(帝國堂)	高橋末藏(イチジク)	牛田房次(大田胃散)	牛田達(日本堂)	山本達(日本堂)	山本吉太郎(君が代)	玉置新治(玉置製藥)	玉置新治(玉置製藥)
内容	◎宮川修(甲子社)	宅間精一郎(未広堂)	秋山義郎(秋山)	堀正巳(救心)	堀橋三(救心)	石原道郎(石原製藥)	河合和彦(河合製藥)	千葉周(千葉)	千葉周(千葉)
(1)定款に関する事項(定款規則の整備及び管理)	(1)予算・決算案作成及び会計報告書の作成	(1)業務手続に関する事項、特に次を重点とする事項に重点を	(1)広告交換並びに広告活動に必要な共同研究の実施	(1)組合員の懇親会に関する事項	(1)組合員の懇親会に関する事項	(1)組合員名簿の作成	(1)組合員名簿の作成	(1)歌謡公演への公表	(1)歌謡公演への公表
(2)総会・理事会に於ける事項(総会料収集等)	(2)組合費その他の諸取入金の催促及び組合費領上上げに關係する事項	(2)外品の製造販売元の管理および販売手続に関する事項	(2)所轄官庁(厚生省・都道府等)との連絡に関する事項	(2)組合員の保健衛生に関する事項	(2)組合員会社相互の情報資料の交換	(2)組合員会社相互の情報資料の交換	(2)組合員会社相互の情報資料の交換	(2)月報その他の発行及び編集	(2)月報その他の発行及び編集
(3)関係官庁・団体との連絡に関する事項	(3)予算に対しての確定支出し、支払の確立	(3)外品の基準に関する事項	(3)所轄官庁(厚生省・都道府等)との連絡に関する事項	(3)業界諸団体と広告に関する問題	(3)業界諸団体と広告に関する問題	(3)業界諸団体と広告に関する問題	(3)業界諸団体と広告に関する問題	(3)月報その他の発行及び編集	(3)月報その他の発行及び編集
(4)事務局の管理業務	(4)事務局会計の監督	(4)外品の基準に関する事項	(4)組合員登録手續	(4)組合員登録手續	(4)組合員登録手續	(4)組合員登録手續	(4)組合員登録手續	(4)情報及び資料の収集・整理	(4)情報及び資料の収集・整理
(5)組合員登録手續	(5)各委員会活動の監督	(5)外品の基準に関する事項	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續	(5)組合員登録手續
(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項	(6)各委員会活動と各委員会活動の連絡に関する事項
(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項	(7)収穫・褒賞・表彰に付する事項
(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項	(8)その他管轄する事項